

入院基本料に関する事項

2階西病棟 (60床) ・ ・ ・ 一般病棟入院基本料 急性期一般入院料 2 (10:1 入院基本料)

『1日に18名以上の看護職員(看護師及び准看護師)が勤務しています』

『08時30分～16時30分:看護職員1人当たりの受け持ち数は4人以内です』

『夜間は3名以上の看護職員(看護師及び准看護師)が勤務しています』

『16時30分～08時30分:看護職員1人当たりの受け持ち数は20人以内です』

3階西病棟 (54床) ・ ・ ・ 地域包括医療病棟入院料 (10:1 入院基本料)

『1日に17名以上の看護職員(看護師及び准看護師)が勤務しています』

『08時30分～16時30分:看護職員1人当たりの受け持ち数は4人以内です』

『夜間は3名以上の看護職員(看護師及び准看護師)が勤務しています』

『16時30分～08時30分:看護職員1人当たりの受け持ち数は18人以内です』

1階東病棟 (20床) ・ ・ ・ 地域包括ケア病棟入院基本料 (13:1 入院基本料)

『1日に5名以上の看護職員(看護師及び准看護師)が勤務しています』

『08時30分～16時30分:看護職員1人当たりの受け持ち数は4人以内です』

『夜間は2名以上の看護職員(看護師及び准看護師)が勤務しています』

『16時30分～08時30分:看護職員1人当たりの受け持ち数は10人以内です』

2階東病棟 (52床) ・ ・ ・ 障害者施設等入院基本料 (10:1 入院基本料)

『1日に16名以上の看護職員(看護師及び准看護師)が勤務しています』

『08時30分～16時30分:看護職員1人当たりの受け持ち数は4人以内です』

『夜間は2名以上の看護職員(看護師及び准看護師)が勤務しています』

『16時30分～08時30分:看護職員1人当たりの受け持ち数は26人以内です』

3階東病棟 (55床) ・ ・ ・ 回復期リハビリテーション病棟入院料 1 (13:1 入院基本料)

『1日に13名以上の看護職員(看護師及び准看護師)が勤務しています』

『08時30分～16時30分:看護職員1人当たりの受け持ち数は5人以内です』

『夜間は2名以上の看護職員(看護師及び准看護師)が勤務しています』

『16時30分～08時30分:看護職員1人当たりの受け持ち数は28人以内です』

2階療養病棟 (58床) ・ ・ ・ 療養病棟入院基本料 1 (20:1 入院基本料)

『1日に9名以上の看護職員(看護師及び准看護師)が勤務しています』

『08時30分～16時30分:看護職員1人当たりの受け持ち数は7人以内です』

『夜間は2名以上の看護職員(看護師及び准看護師)が勤務しています』

『16時30分～08時30分:看護職員1人当たりの受け持ち数は29人以内です』